

公 告

地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和7年5月20日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

- 1 筆界案を作成した土地の所在及び地番
桑名市大字福岡町472番6
- 2 筆界案を確認することができる場所
桑名市役所土木管理課用地監理室
- 3 筆界案を確認することができる者
筆界案を作成した土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人
- 4 筆界案の作成者
桑名市
- 5 意見の申出
令和7年5月20日から令和7年6月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分までの間、市長に対して意見を申し出ることができる。
なお、この期間内に当該筆界案を確認することができる者から意見の申出がないときは、準則第30条第4項の規定により筆界の調査を行う。